

食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）についての
意見募集記入様式

【氏 名】 [一般社団法人 北海道消費者協会 組織活性化G]
 【住 所】 [〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館西棟]
 【電 話 番 号】 [011-221-4217]
 【メールアドレス】 [do@syouhisya.or.jp]
 【意 見】 ①

条番号	項 目	意 見・理 由
第 3 条及び第 1 8 条並びに第 2 2 条	「機能性及び安全性について、国による評価を受けたものではない旨」	<p>国の評価を受けているかどうかは消費者が商品を購入する上で重要な指標である。案の文の前後を入れ替えて、「本品は、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません」を文頭にすべきである。</p> <p>表示方式については、赤字、太文字等の強調表示を義務付けるべきである。</p>
第 3 条及び第 1 8 条並びに第 2 2 条	「一日当たりの摂取目安量」、「摂取の方法」、「摂取する上での注意事項」	<p>過剰摂取等による副作用を防ぐ意味で、左記の「一日当たりの摂取目安量」等の 3 項目は消費者にとって非常に重要な表示である。</p> <p>表示方式については、容器包装の主要面に 3 項目の一括表示を行い、赤字、太文字等の強調表示を義務付けるべきである。</p>
第 3 条及び第 1 8 条並びに第 2 2 条	「疾病の診断、治療予防を目的としたものではない旨」、「疾病に罹患している者未成年、妊産婦及び授乳婦に対し訴求したものではない旨」、「疾病に罹患している者は、医師に相談した上で摂取すべき旨」、「医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨」、「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨」	<p>消費者のリスク回避の観点から、左記の「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」等の 5 項目表示は、消費者の安全・安心を確保する上で、非常に重要な表示である。</p> <p>表示方式については、容器包装の主要面に 5 項目の一括表示を行い、赤字、太文字等の強調表示を義務付けるべきである。</p>

【意見】

②

条番号	項目	意見・理由
第18条及び 第22条	「栄養成分の量及び 熱量」	<p>生鮮食品は、加工食品と同等の品質管理は難しく、食品個体差にばらつきが生じる。そのため、生鮮食品には「栄養成分の量及び熱量」に関し、個体差が生ずる旨の記載表示が必要である。</p> <p>表示方式については、容器包装の主要面に赤字、太文字等の強調表示を義務付けるべきである。</p>